## パブリック・コメントでの意見に対する市の考え方等

	ご意見	補足	0 - 3	指摘箇所	ご意見に対する南丹市の考え方
1	誰がどのような手法でチェック(評価)するのか明記が必要です。 そして、それには当然市民の眼を入れることも明記してください。		ページ P7	項目 (2)推進体制	【7ページ下段に下記の文章を追加します】 さまざまな施策の推進にあたっては、行政だけでなく、市民、サービス提供事業者、 関係団体等との協働のもと、相互が連携し、一体となって取り組むことが必要です。 そのため、南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会等を通じて本計 画の実施状況、進捗状況を点検・評価し、高齢者をめぐる状況の変化等に対応した、 より効果的な事業の実施方法を検討するなど、適切な進行管理を行います。
2	高齢者のみの世帯、特に独居世帯への地域の見守り体制を どうつくっていくのかが求められています。「充実・強化」という抽 象的な言葉だけでなく、どう充実・強化していくのか明記してくだ さい。		P38	④地域のネットワー クの充実・強化	【38ページ本文6行目以降を下記のとおり修正します】 今後さらに、高齢者のひとり暮らし世帯や認知症高齢者が増えていくと見込まれる中で、民生児童委員、自治会、老人クラブ、ボランティア団体、社会福祉協議会、医療機関など高齢者を取り巻く地域組織等と密接な連携をもとに、「地域ぐるみの見守り体制」の確立を目指します。 また、定期的に高齢者宅を訪問する機会がある事業者と市、社会福祉協議会との三者により「見守り協定」を締結し、日常生活の中で一人暮らし高齢者等の異変の察知や、連絡体制を整備することにより高齢者の見守り体制の充実・強化を図ります。
3	(1)文章中6・7行目「審判請求」は、「申立て」の方が適当です。 (2)文章中8行目「市長が支援を行う申立て制度」は、市長が支援するのではなく、申立人になることなので、「市長申立ての制度」が適当です。 (3)文章中12行目「成年後見制度の充実」というのは国レベルのことであるので、ここは「成年後見制度の利用促進」としてください。 (4)総合振興計画では、もっと踏み込んで「市民後見人の育成に努め」とされています。南丹市はすでに18人もの養成を終了しています。この状況を踏まえた内容にしてください。また、この人材の早期の活動を目指すことも明記してください。		P40	1)権利擁護事業の 推進	(1)【40ページ本文6・7行目の文言を下記のとおり修正します】 「審判請求」を「申立て」に修正  (2)【40ページ本文8行目の文言を下記のとおり修正します】 「市長が支援を行う申立て」制度を「市長が申立人となる」制度に修正  (3)【40ページ本文12・13行目の文言を下記のとおり修正します】 「成年後見制度の充実と体制強化に努めます。」を「成年後見制度を利用しやすい体制の構築に努めます。」に修正  (4)市民後見人の人材活用も含め、P40の文中に「福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の利用を円滑に行える支援体制を整え、市民や関係機関と連携し、成年後見制度を利用しやすい体制の構築に努めます。」と記載しています。
4	施設入所をお願いしても「数年待ち」とも聞きます。 入所需要はどれだけなのでしょう?また、それに対応する数値 目標を設定してください。		P45	③施設サービスの充実	特別養護老人ホーム実入所申込者数は、(H26.6.1現在141人)、(H27.6.1現在97人)、(H28.4.1現在96人)、(H29.4.1現在77人)と減少傾向にあります。この数値は要介護1~5までの申込者を対象として単純に集計していますので、真に入所が必要な待機者数はさらに少なくなると考えられます。本市内の特別養護老人ホームの総定員数は498人であり、また、高齢者向け施設・住まいの整備率が10.71%と一定程度進んでいるため、施設整備の緊急性は認められず、次期計画期間内に広域型・地域密着型共に特別養護老人ホームの整備計画はありません。したがいまして、本計画において特養待機者に関する具体的な数値目標は設定しませんが、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、24時間365日の在宅生活を支えるサービスとして、引き続き小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を推進します。 ※高齢者向け施設・住まいの整備率(H30.2.1現在) (特養498+老健265+介護療養10+サ高住53+GH72+軽費267+養護32)/65歳以上人口11,176人

## 南丹市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(素案)意見に対する南丹市の考え方

	ご意見	補足		指摘箇所	ご意見に対する南丹市の考え方
5	①認知症高齢者を支える地域づくり (1)「地域のネットワーク強化」の内容は何ですか? (2)数値目標にある「認知症サポーター」ですが、話を聞くだけでオレンジリングを受け取って、以降何のアプローチもなく、これでいいとは思えませんが。 ②認知症施策の推進体制の強化 (1)「認知症地域支援推進員」ってどこに配置するのですか? 何人ですか?		ページ P46	①認知症高齢者を 支える地域づくり	<ul> <li>①(1)「地域ネットワーク強化」は、地域の住民、各団体、関係機関等が相互に連携・協力し、認知症高齢者だけでなく、すべての高齢者を見守るネットワーク体制について、新たな協力団体等の参画を積極的に推進することなどを想定しています。</li> <li>①(2)「認知症サポーター」は、認知症に対する正しい知識を基に、具体的な対応方法を理解し、本人や家族を温かく見守る応援者として、自分ができる範囲で無理のない活動を想定し養成しています。今後も地域で見守る中の一員として活動いただきたいと考えます。</li> <li>②(1)配置場所:南丹地域包括支援センター 配置人数:1名</li> </ul>
6	目標数値対象の「サロン」や「地域福祉推進組織」とはどんなものですか?		P49	①生活支援体制の 整備	・「サロン」・・・身近な地域で、住民主体により実施・運営されている集いの場、居場所 ・「地域福祉推進組織」・・・地域福祉活動を無理なく継続的に取り組めるように、地域 の実情に合った住民主体の組織。(例:自治会代表や関係組織代表の集まり等)
7	(1)目標数値対象の災害時要配慮者について、そもそも要配慮者とはどんな人か説明してください。 (2)登録外も含めた要配慮者総人数は? (3)登録されていない要配慮者にも支援は必要なはずです。支援していくことを明記してください。 (4)個別支援計画づくりを完了させることを明記してください。			②高齢者のための防犯・防災対策	(1)【50ページ②本文5行目を下記のとおり修正します】 また、災害時には自主防災組織の活動や、地域の中で災害時に何らかの支援や配慮が必要な方を登録した「災害時要配慮者支援台帳」などを活用し、各関係機関・・・ (2) 市で把握している要配慮者は、「南丹市災害時要援護者支援台帳整備事業実施要綱」第2条に定める対象者(人工透析を受けている人については、市に申請のある人のみ)であり、平成30年1月1日現在で4,863人となっています。この内、要綱に基づき支援台帳登録の申請があった人のみ支援台帳を作成し関係機関へ提供しています。 (3)登録台帳は民生児童委員にも配布しています。民生児童委員から台帳未登録者で支援が必要だと思われる方に対し登録勧奨を行うなど、地域での支援体制の充実を図っています。 (4)個別支援計画は、災害時要配慮者支援台帳の情報に基づき、地域の実情を踏まえつつ、避難支援を行う者や、避難支援の方法、避難する場所等について具体的に記載する計画であり、地域の協力と合意があって進められるものです。それぞれの地域の実情に合わせ個別支援計画の作成が進むよう働きかけます。
8	特定健診について、受診者数だけでなく、対象者に対する受診者の割合の目標数値を設定してください。		P51	①心身の健康づくり	割合の目標数値設定は必要ないと判断しています。

## 南丹市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(素案)意見に対する南丹市の考え方

	ご意見	補足	ページ	指摘箇所 項目	ご意見に対する南丹市の考え方
9	必要とする人材人数は?そしてそれに対する目標数値は立てられないのですか?			⑥介護サービス従 事者の人材確保、 資質向上対策	本計画において、市内介護サービス提供事業所における介護従事者の必要人数等について、具体的な数値による目標設定は行いません。 不足する介護人材の確保にあたっては、人材の新規参入を促す「確保」、介護職に就いた人材が長く働けるように支援する「定着」、そして介護人材の質の向上を図る「育成」の三つの視点から取り組むことが重要であると考えます。「確保」では、引き続き介護職員初任者研修受講者支援事業を実施し、「定着」では、介護ロボット導入支援事業を継続します。 新たに「育成」として、質の高い介護サービスを安定的に提供できる体制づくりへの支援として、介護福祉士実務者研修などスキルアップに関する研修の受講費用に対する補助制度の創設について検討することとしています。